

船橋市立一宮少年自然の家指定管理者の指定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市少年自然の家条例（以下「条例」という。）第7条に規定する船橋市立一宮少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の指定管理者の指定を、公平かつ適正に実施するための手続を定めるものとする。

(指定管理者の選定基準)

第2条 指定管理者の選定については、条例第7条各号のいずれにも該当するもののほか、次に掲げる事項を総合的に判断して選定するものとする。

- (1) 管理の基本方針が適切であること。
- (2) 業務計画の提案が適切であること。
- (3) 事務管理計画の提案が適切であること。
- (4) 管理に係る収支予算書が適切であること。
- (5) 施設及び設備の維持管理計画が適切であること。
- (6) その他管理運営に関する計画及び指定管理者としての実績等が適切であること。

(指定管理者の選定)

第3条 教育委員会は、少年自然の家の指定管理者を指定管理者に応募をしたものの中から選定する。

- 2 教育委員会は、前項の選定に当たっては、別に定める少年自然の家指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。
- 3 教育委員会は、第1項の選定を行ったときは、別に定めるところにより当該選定について公表するものとする。

(指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止)

第4条 本市は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部を停止することができる。

- (1) 指定管理者が本市の指示に従わないとき。
- (2) 指定管理者が、関係法令、条例、規則又は本市との協定に違反したとき。
- (3) 指定管理者の経営状況が著しく悪化するなど、管理業務に重大な支障が生じるおそれがあるとき。
- (4) 指定管理者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団の利益となる活動を行う団体であることが認められるとき。

- (5) 指定管理者の役員等（法人にあっては役員及び経営に実質的に関与している者、その他の団体にあってはその代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (6) 指定管理者の役員等が、自己、自団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 指定管理者の役員等が、暴力団又は暴力団員に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (8) 指定管理者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (9) 指定管理者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 指定管理者が、管理業務の一部を第三者に委託をしている場合において、当該第三者が第4号から第9号までのいずれかに該当することを知りながら、当該第三者と契約を締結していると認められるとき。
- (11) 指定管理者が、管理業務の一部を第三者に委託をしている場合において、当該第三者が第4号から第9号までのいずれかに該当することが判明し、市が指定管理者に対して当該第三者との契約を解除するよう求めたにもかかわらず、指定管理者がその求めに応じないとき。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者による管理業務を継続することが適当でないと本市が認めるとき。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。